

商工会議所簿記検定試験  
許容勘定科目表の作成及びその利用方法について

昭和 44 年 2 月 5 日制定  
昭和 58 年 2 月 22 日改定  
昭和 59 年 10 月 22 日改定  
平成 6 年 12 月 20 日改定  
平成 11 年 4 月 1 日改定  
平成 13 年 4 月 1 日改定  
(平成 14 年 4 月 1 日施行)  
平成 17 年 11 月 16 日改定  
(平成 18 年 4 月 1 日施行)

この表は、商工会議所簿記検定試験における出題範囲を示すものではなく、仕訳問題について、採点上許容される主要な勘定科目を示したものです。本表の制定以前は、仕訳に用いられる勘定科目については、代替的なもの、類似的なものなどいろいろな科目があるため、その許容科目についての統一的な取扱いに多くの困難や支障があり、受験者にとっても簿記学習上の不便がみられました。

このような実情から、広く各方面からの要望と意見にもとづき、昭和 44 年 2 月にこの許容勘定科目表を作成いたしました。この作成にあたっては高等学校で用いられている簿記教科書、簿記会計に関する参考書・辞典類ならびに過去における商工会議所簿記検定試験問題等を広く参照し、2 級（工業簿記を除く）から 4 級までの範囲の仕訳問題に共通する一般的な許容勘定科目としてまとめることにしたものです。

なお、ここに示した勘定科目は仕訳目的の科目であって、財務諸表表示目的の科目は除外されています。また、もっぱら一般的、標準的な許容勘定科目を示したものであるため、当然ながら、問題の個別的内容に応じた勘定科目の指定がある場合については、その都度問題文の指示が優先されることとなりますので、常にこの表の勘定科目が認められるものではありません。

## 商工会議所簿記検定試験 許容勘定科目表

本表は許容勘定科目表であって、すべての勘定科目の一覧表ではない。従って主要な勘定科目（例えば仕入・売上など）であっても代替科目のないものについてはこの表に示していない。

A欄の勘定科目が標準的な勘定科目であって、その許容科目がB欄に示されている。ただし、印が付されている勘定科目は、主な科目を例示したものである。

なお、この表は、商工会議所簿記検定試験における出題範囲を示すものではない。

A 欄	B 欄	A 欄	B 欄
<u>資 産</u>			
現金	現金預金	前払金	前渡金、前払手付金、支払手付金
小口現金	小払現金	従業員立替金	立替金
当座預金	当座	未収消費税	未収金
普通預金、定期預金、別	諸預金、銀行預金	未収金	未収入金
段預金		手形貸付金、従業員貸付	貸付金
売掛金	商店	金	
割賦売掛金	売掛金、割賦（販売）未収金、割賦販売売	前払保険料、前払利息	前払費用
	掛金	未収家賃、未収利息	未収収益
売買目的有価証券	有価証券	未決算	火災未決算、保険未決算
未着品	未着商品	仮払法人税等、仮払消費	仮払金
積送品	積送商品、 向（店名または地名）積送	税	
	品	車両運搬具	車両、運搬具
試用品	試送品、試用商品	機械装置	機械
消耗品	事務用消耗品	建物減価償却累計額、備	減価償却累計額
		品減価償却累計額	

A 欄	B 欄
建設仮勘定	建設仮、建設前渡金、建設仮払金
のれん	営業権
満期保有目的債券	投資有価証券
開業費	開業準備費
負債	
買掛金	商店
当座借越	当座
借入金	銀行借入金
手形借入金	借入金
未払配当金	未払株主配当金
未払役員賞与金	未払賞与金
未払法人税等、未払消費税	未払税金、未払金
前受金	前受手付金、受取手付金、予約販売前受金
仮受消費税	仮受金
従業員預り金、所得税預り金、社会保険料預り金、役員預り金	預り金
預り保証金	受入保証金
未払地代、未払利息	未払費用
前受地代、前受利息	前受収益
資本（純資産）	
引出金	店主、店主貸、事業主貸
株式申込証拠金	申込証拠金、新株式申込証拠金

A 欄	B 欄
株式払込剰余金	資本準備金
合併差益	資本準備金
新築積立金、配当平均積立金、別途積立金	任意積立金
未処分利益	当期末処分利益
繰越利益	繰越利益金
未処理損失	当期末処理損失
繰越損失	繰越損失金、繰越欠損金
収益	
割賦売上	売上
未着品売上	未着商品売上、売上
積送品売上	売上
試用品売上	試用売上、試用商品売上、売上
商品売買益	商品販売益、商品売買損益
有価証券利息	受取（社債）利息
仕入割引	仕入現金割引
有価証券売却益	有価証券売却益、有価証券運用益
有価証券評価益	有価証券運用益
雑益	雑収入、雑収益
貸倒引当金戻入（益）	前期損益修正益
償却債権取立益	前期損益修正益
固定資産売却益	備品売却益、土地売却益
費用	
貸倒引当金繰入（額）	貸倒引当損、貸倒償却

A 欄	B 欄
貸倒損失	貸倒償却
減価償却費	建物減価償却費、備品減価償却費
給料	給料手当、賃金給料、販売員給料
(支払)保険料	火災保険料
支払家賃	(支払)賃借料、(支払)不動産賃借料
支払地代	(支払)賃借料、(支払)不動産賃借料
支払手数料	販売手数料
消耗品費	事務用消耗品費
修繕費	(支払)修繕料、修理費、修繕維持費
租税公課	公租公課、固定資産税、印紙税
棚卸減耗費	棚卸減耗損
商品評価損	棚卸評価損、低価法評価損
退職給付費用	退職給付引当金繰入(額)、退職給付引当損、退職給付金、退職金
発送費	支払運賃、発送運賃
広告宣伝費	広告料、宣伝費
保管費	保管料、倉庫料、倉庫使用料
水道光熱費	光熱水費
旅費交通費	旅費、交通費
売上割引	売上現金割引
支払利息	支払利息割引料
社債利息	支払利息
手形売却損	支払割引料
のれん償却	営業権償却

A 欄	B 欄
開業費償却	開業準備費償却
社債発行差金償却	社債利息、支払利息
有価証券売却損	有価証券売買損、有価証券運用損
有価証券評価損	有価証券運用損
雑損	雑損失
前期減価償却修正損	前期損益修正損
固定資産売却損	備品売却損、建物売却損
固定資産除却損	固定資産廃棄損、備品除却損、建物除却損、除却損
火災損失	災害損失
法人税等	法人税(額)、住民税(額)、事業税(額)
追徴法人税等	追徴法人税(額)、追徴住民税(額)、追徴事業税(額)
還付法人税等	還付法人税(額)、還付住民税(額)、還付事業税(額)

会社法の施行規則や同法関連の各種会計基準の制定・設定により、一部の用語などが変更される可能性がある。また、印の項目については、会社法が平成18年4月2日以降に施行される場合、平成19年4月1日より適用(第116回の検定試験から適用)することとする。その場合の平成18年度における経過措置は、「資本」のまま変更なし。